

土地利用計画図

- 位置: 全羅北道益山市王宮面一帯
- 面積: 2,322,932㎡
- 誘致業種: 食料品製造業、飲料製造業及び関連業種
- 分譲価格: 1㎡当たり154,715ウォン (3.3㎡当たり511,458ウォン)

| | |
|---------|----------|
| 戸建住宅用地 | 駐車場 |
| 準住居用地 | 排水処理場 |
| 研究施設用地 | 電気供給設備 |
| 公園 | 近隣生活施設用地 |
| 歩行者専用道路 | 産業施設用地 |
| 廃棄物処理施設 | 支援施設用地 |
| 公共庁舎 | 複合用地 |
| 共同住宅用地 | 宗教施設 |
| 商業用地 | 貯留池 |
| 物流施設用地 | ガソリンスタンド |
| 緩衝・線形緑地 | |



食品産業のすべてを **ALL IN**
 大きな可能性を **ZOOM IN**

食品企業の成功、
 国家食品クラスターで
 叶えられます。



国家食品クラスターは、研究開発 (R&D) と輸出中心の食品産業育成のために作られた 食品専門の産業団地です。

FOODPOLIS

食品とイノベーションが融合するグローバル食品都市

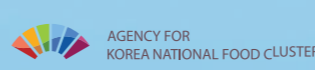
国家食品クラスター



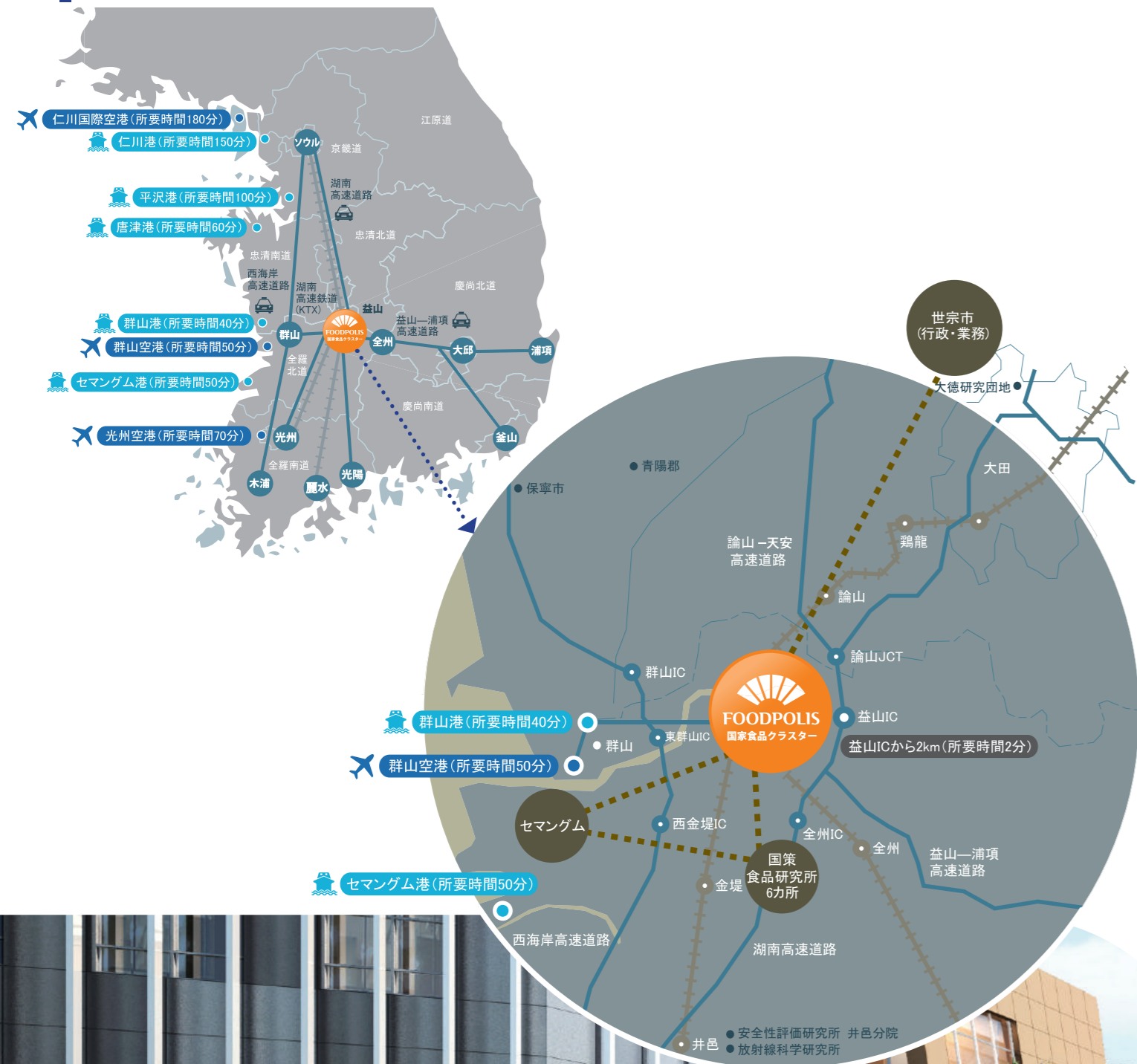
国家食品クラスター入居問い合わせ : 1688-8782 www.foodpolis.kr

国家食品クラスター支援センター
 全羅北道益山市王宮面トンチョンジェギル110

ソウル事務所
 ソウル市瑞草区江南大路 27 aTセンター 1006号



韓国及び海外の食品市場進出に最適な立地環境



グローバル競争力の向上に特化した支援施設

食品機能性評価支援センター
健康機能食品開発に必要な機能性評価プロセス (成分標準化、効能評価、安全性評価) をワンストップでサポート

食品品質安全センター
嗜好品質 (味、香り、テクスチャー) の向上及び食品の安全確保のための検査分析をサポート

食品パッケージングセンター
包装の安全性及び包装材の材質分析を通じ、食品企業が必要とするTFPS(Total Food Packaging Solution) サービスを提供



パイロットプラント
最先端レベルの試験生産施設を構築
各企業に合わせた試作品の少量生産、委託加工生産、健康機能食品のGMP及び特化施設、一般食品製造ラインを構築
製品化の際に生じる問題点解消及び技術指導、教育コンサルティング支援

食品ベンチャーセンター (賃貸型工場)
中小食品企業の食品融合・新技術を取り入れ、競争力のある企業を集中育成するための食品専用賃貸型工場

国家食品クラスター支援センター
入居企業・機関及びグローバル企業のネットワークを繋ぐ役割を果たし、入居企業・研究所のR&D及び輸出などを総合サポート

FOODPOLIS
国家食品クラスター

企業の負担を軽減する様々なインセンティブ

外国企業 (外国人投資地域の指定)

- 50年間の土地賃貸 (50年の範囲内で10年ごとに賃貸借期間を更新)
- (年間賃借料) 土地取得価額の1%
*取得価格が 1㎡当り154,715ウォン、土地賃借料は 1㎡当り約1,547ウォン
- (賃借保証金) 取得価額の5%、7,745ウォン/㎡(1年に4回分割払い可能)
- インセンティブの対象になるためには **外国人投資比率30%を維持しなければならない、外国人が筆頭株主である必要がある**

| 区分 | 内容 | 減免要件 | 根拠 |
|------------------|--|-----------------------|---------------------------------|
| 国税減免 (法人所得税) | 5年間100%減免、2年間50%減免 | 投資金額3千万ドル (製造業) | 租税法第121条の2 |
| 地方税減免 (取得財産税) | 15年間全額減免 | - | 全羅北道税減免条例27条1号 益山市税減免条例23条1号 |
| 関税減免 | 5年間輸入される資本財全額減免 | 外国人投資金額限度のみ該当 | 租税法施行令116条の5 |
| 個別消費税減免 付加税減免 | "/ " | "/ " | "/ " |
| 教育訓練補助金 | 1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 道:企業当り最高5億ウォン 市:企業当り最高2億ウォン | 20名以上新規雇用の際 教育訓練の際 | 全羅北道投資誘致条例11条、 益山市投資誘致条例19条 |
| 雇用補助金 | 道:1名当り100万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高10億ウォン) 市:1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高2億ウォン) | 20名以上新規雇用の際 | 全羅北道投資誘致条例10条、 益山市投資誘致条例18条 |
| | ※直接敷地の分譲を受ける場合、敷地買入費用・建築費用・設備購入費用・基盤施設設置費用等の支援を受けることができ、交渉を通じて決定 | | 外促法14条の2第1項 |

